

個別審第771号
平成30年3月5日

中山 理司 様

情報公開・個人情報保護審査会



補充理由説明書の写しの送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁（法務大臣）から提出された補充理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 濒問事件

濛問番号：平成28年（行情）濛問第282号

事件名：平成27年司法試験問題漏えい事案の告発状（写し）等の一部開示決定に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

平成30年3月19日（月）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は第2項の規定による閲覧をさせることができますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、濛問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせること

につき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、諮問庁に対し、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

連絡先：総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎5階

TEL 03-5501-1731

FAX 03-3502-0165

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
諮詢庁に対し、情報公開・個人情報保護審査会設置法第 13 条第 1 項
の規定による送付をし、又は同条第 2 項の規定による閲覧させることは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)



諮問庁名：法務省
諮問番号：平成28年第282号

補充理由説明書

1 文書1の不開示部分について、不開示とした告発人の肩書き及び氏名は、刑事訴訟規則第58条第1項、同規則第60条により、司法試験委員会委員長山口厚の自署による署名及び押印がなされているところ、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第6号の「公にすることにより、司法試験の実施業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」である。すなわち、これを公にすることとなれば、同人の署名及び押印を模倣した文書を容易に偽造することが可能となり、司法試験委員会委員長名義の偽造文書が流布する危険を招き、例えば、司法試験委員会委員長名義による司法試験の合格証書などを偽造して就職に利用したり他の国家試験出願に利用したりするなどの事態を生じかねない。となれば、国民の司法試験への信頼を失墜させ、司法試験の実施業務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすこととなり、法第5条第6号に該当するために不開示とする旨説明していたものである。

上記に加え、以下、補足説明する。

当該不開示部分には、告発人の署名及び印影があるが、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号前段に該当するため、不開示とすることが相当である。

2 理由説明書及び本補充理由説明書において、「法第5条第6号に該当する」旨の説明は、「法第5条第6号柱書きに該当する」旨の説明であることから、補足で説明する。

以上

